

区 分	料 金
演武場	1時間、暖房機1台につき 200円
市民以外（市内に勤務している人を除く） の人や団体が使用する場合は定額の2倍と する。1時間未満は1時間とする。	

23路線を新たに市道に認定

今回の議会では、右のほかに下記の案件が審議され、それぞれ原案どおり認められました。

□新津市職員恩給条例の一部改正（長期在職者などの年金年額の特別に定める金額などの改訂）

□市営土地改良事業の施行について
・県東農道整備事業として岡田地内の農道を舗装（延長230m、事業費2100万円）
・県東水田農業確立対策基盤整備事業として車場地内に暗渠排水整備（3.2ha、事業費440万円）

□契約の承認（小合東小学校屋内運動場改築工事～建築主体～を1億2205万5000円で第一・斎藤特定共同企業体と契約すること）

□市道の認定、廃止および変更（車場地内の宅地開発地の10路線のほか合わせて23路線を新たに市道に認定。車場地内の車場11号線を廃止し、川口、金沢町3丁目、下新の各地内の市道を一部延長変更）

一般会計に十七億九千万円余を追加
今回の議会では、今年度の一般会計予算に、十七億九千七百五十五万一千円を追加し、歳入・歳出の総額をそれぞれ百五十五億二千三百五十五万五千円とすることが認められました。追加された主なものは、次のとおりです。

・新潟県国際交流協会設立に
出損 271万円
・寝たきりのお年寄りへの紙
おむつ支給事業 83万円
・ごみ処理施設の補修工事
に 346万円
・ふるさとモールの道の事業
の工事費などに
2億1257万円
・高速道路関連整備工事
2621万円
・小合東小学校改築工事（屋
内運動場の建設）
2600万円
・鉄道車両の展示場整備工事
（鉄道資料館前に2千平方
メートルの用地を確保し、JRから寄
贈を受けた車両十一両を展示）
2400万円

また、今回の補正では、花と道路のふさぎと事業を柱とした八億七千三百八十八万円が追加されました。これは、この事業が今年度から本格的にスタートすることに伴い、従来の公共用地先行取得事業費別会計に代わって一般会計で取り組まれることになったためです。

また、老人保健特別会計に十一万円を追加し、歳入・歳出の総額をそれぞれ三十三億八千三百六十六万七千三百三十三円とすることになったため、下水道事業特別会計に七億三千三百三十三円を追加し、歳入・歳出の総額をそれぞれ二十六億八千五百八十三万三千三百三十三円とすることが認められました。公共用地先行取得事業特別会計の八億一千万四千四百円の補正増額は、公債費の償還に充てられます。

また、このほかにも、国民健康保険特別会計に二千七百七十八万八千円を追加し、総額を三十一億七千七百八十八万八千円とすること、平成元年度の水道事業会計の決算がとも認められました。

市では、行政サービスの向上を図るため、近く電算処理業務のオンライン化に踏み切る予定にしています。今議会では、このオンライン化にあたって個人情報保護対策を定めた「新津市電算処理業務に係る個人情報保護の保護に関する条例」が新たに定められました。なお、この条例のくわしい内容とオンライン化後の窓口業務については、次号でご紹介します。

このほかにも新津市民武道館条例が改正され、暖房施設の使用料金が上の表のように定められました。これは、さきごろ市出身財界人の寄贈に

九月十七日から二十八日までの十二日間の会期で、市議会九月定例会が開かれました。今回の議会では、▽平成元年度の一般会計に約十七億九千七百五十五万一千円を追加▽電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の制定などが決まりました。また、教育委員会の渡辺茂昭氏の再任と人権擁護委員の推選に同意が得られました。

個人情報保護の保護条例などを制定

市議会九月定例会から

渡辺茂昭氏を再任
今回の議会で、教育委員会委員に、渡辺茂昭氏を任命することに、同意が得られました。

教育委員に

人権擁護委員に
笹林、小林両氏を推せん
また、人権擁護委員として次のお二人を推せんすることについても、議会の同意が得られました。

人権擁護委員
笹林 定栄氏
（秋葉二 六十七歳）
小川 睦氏
（古津 六十五歳）

「ゆとり宣言」を決議
今議会で、請願二件、発議一件も審議され、請願二件、発議一件も国民がゆとりある豊かな生活を送れるように労働時間短縮、生活環境の整備など、条件整備に力を尽くす趣旨の「ゆとり宣言」の決議を求めた請願が採択され、発議も可決されました。

また、来年度の固定資産税の凍結を求める請願は、不採択となりました。

こんなときは老人保健の手続きを

こ ん な と き	添付書類など	いつまでに
70歳になったとき	保険証	すみやかに
一定の障害の人が65歳になったとき、65歳をすぎて一定の障害をもったとき	医師の診断書および保険証、印鑑	すみやかに
他市町村へ転出するとき	受給者証、印鑑	転出する前に
転入してきたとき	保険証、印鑑	転入後14日以内に
転入してきたときの区域で住所が変わったとき	保険証、受給者証、印鑑	14日以内に
加入している医療保険が変わったとき	新しい保険証、受給者証、印鑑	すみやかに
生活保護を受けるようになったり、医療保険の加入資格を失ったとき	保険証、受給者証、印鑑	すみやかに
死亡したとき	死亡した人の受給者証、印鑑	14日以内に

満70歳になったら

老人保健

の手続きを

「老人保健法」は、昭和五十八年からスタートした高齢者のための医療保険制度です。これは、私たちが日頃からお金を出し合って、医療費の一部を負担することで、高齢者に安心して医療を受けていただくものです。老後の健康はみんなの願い——「老人保健法」を正しく理解し、健康で豊かな老後を過ごしましょう。

医療受給者証の交付

七十歳以上（一定の障害の人は六十五歳以上）の人は、市から医療受給者証の交付を受けなければなりません。老人保健で医療が受けられることを証明する医療受給者証のほかに、老後の健康の保持増進に必要な事項を記入する健康手帳もいっしょに交付します。

老人保健の手続き

老人保健の適用を受けるとき、あるいは、すでに適用を受けている人が住所を変更したときなど、上の表に該当する場合は、市保健課保険給付係窓口10番（☎241211内線139）へ届け出て下さい。

医療を受けるとき

受診のとき
老人保健でお医者さんにかかるときは、病院や診療所の窓口で、健康手帳、医療受給者証、保険証を提出して診療を受けます。

□老人保健の一部負担金

医療費の一部が戻る場合

① 先立って急病になるなど、緊急その他やむをえない事情で保険証、受給者証を持たずに治療を受けたり、保険を取り扱っていない病院で受診したとき



② 医師の指示で、あんま、はり、きゅう、マツサージなどの施術を受けたとき



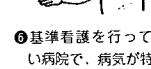
③ 骨折やねんざなどで、接骨院の柔道整復師の施術を受けたとき



④ 輸血のための生血代



⑤ 基準看護を行っているない病院で、病気が特に重いなどのときの付き添い看護の費用（医師が必要と認めたとき）



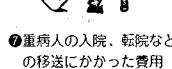
⑥ 重病人の入院、転院などの移送にかかった費用（医師が必要と認めた車代など）



⑦ コルセット、ギプスなどの補装具代（医師が必要と認めたとき）



⑧ 重病人の入院、転院などの移送にかかった費用（医師が必要と認めた車代など）



⑨ 重病人の入院、転院などの移送にかかった費用（医師が必要と認めた車代など）



お買物、ご用命は市内で

安心して
電話できる

キヤッチホン

工事不要の工事費無し
月々使用料わずか 300円
(コヒー1杯分)

プッシュ回線とセットで使うと50円引きの250円

お申し込みは 116番へ

NTT 新津支店

動物の診療・予防・検査・諸手術・入院
預り・健康管理 〈月曜日休診・急患随時〉

ニイツ動物病院

新津市本町2丁目7番21号 ☎22-5976・24-6262

(総合結核式場「一楽」より五桑方面へ200m左側)

お買物、ご用命は市内で

靴なら
何でも揃うイザワ

旧市役所前
靴のイザワ

★あらくまじきをお届けする★
TEL 22-0625